



丹波市農業委員会だより



【柏原町柏原 丹波天地有機の農業を楽しむ会が主催する丹波有機農業教室 農作業風景】

近年、自家栽培や安全安心な野菜を好む方が増えており、丹波天地有機の農業を楽しむ会では、有機農業の基礎、保田ぼかしを利用した野菜づくり、保田ぼかしの作り方・使い方等を学ぶことのできる丹波有機農業教室を毎月、第1木曜日に開催されています。

- ◆丹波市農業委員会会長就任あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ◆丹波市農業委員任命式・総会・研修会の開催・・・・・・・・ 2ページ
- ◆農地パトロールの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ◆全国農業新聞・農業者年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ◆地域からのたより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5ページ
- ◆あなたの地域の農業委員・推進委員・・・・・・・・・・・・・・ 6～7ページ
- ◆農地の権利取得時における「下限面積要件」の廃止について・・ 8ページ

会長就任あいさつ



丹波市農業委員会

会長 岸本 好量

この度、任期満了による農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴い、令和五年七月の丹波市農業委員会総会に於きまして、会長の職を再任いただきました。責務の重大さを改めて痛感しているところでございます。

引き続き、二名の副会長と共に委員会のまとめ役として、組織のより一層の活性化を図りたいと考えております。

さて、令和五年度に入り、感染者数は減少傾向にありますが、コロナ禍による経済活動の縮小、世界情勢、円安等

による、燃料や農業資材の高騰が加わり、昨今の農業を取り巻く環境は、より一層厳しいものとなっています。

また、米をはじめとする農産物価格の低迷に加えて、高齢化や担い手不足による農業経営の縮小及び廃止により、農地が農地として、十分に活かされない状況が続いています。

そうした中、令和五年度から「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、更なる農地の集積、集約化や農業者の確保、農業経営の安定化が求められており、農業委員会としては「地域計画」策定における協議の場への参加、目標地図の素案作りに力を入れていきたいと思っています。

農業者にとって先行き不透明な時代となりましたが、この美しい丹波市の田園風景をいつまでも維持していくために、行政・農業者はもちろんのこと、地域全体で豊かな農村環境の保全について考える時だと思えます。皆様方のご支援、ご協力をお願い申しあげまして就任の挨拶といたします。

任命式及び総会、研修会を開催しました



〔任命式の様子〕

令和五年七月三日、丹波市農業委員任命式及び総会、研修会を開催しました。

任命式では、林市長から農業委員に任命書が交付され、総会では、正副会長等役員の選出や農地利用最適化推進委

員の委嘱、今年度の事業計画や地域委員会等の役員構成を決定しました（会長・岸本好量、会長職務代理者兼副会長・婦木克則、副会長・足立篤夫）。農業委員会等に関する法律の改正から三回目の農業委員、農地利用最適化推進委員の選出となります（任期三年）。農業委員と推進委員が連携して、地域農業の更なる発展を目指し、活動を進めていきます。

総会終了後には、研修会を開催しました。

今期の農業委員会委員は約七割が新任委員であるため、再任された委員（農業委員一名、農地利用最適化推進委員一名）から、委員活動において、注意すべき点などの活動事例発表がありました。

新任委員を含め、すべての委員が農業委員・農地利用最適化推進委員としての役割を理解する研修となりました。

農地パトロールを実施しました

農地パトロールを令和五年八月十六日から二十三日にかけて、市内全域で実施しました。パトロールは、農地の利用状況・転用許可後の状況の確認、更に遊休農地の調査等を目的としています。

パトロールの結果、遊休農地は、必ずしも山間部だけでなく農振農用地区域内においても増加していることを確認しました。

農地が相続されない場合や担い手の高齢化など、遊休農地となる理由はさまざまです。

遊休農地については、当該農地所有者に対し、農地利用最適化推進委員による面談、今後の利用意向調査を行います。遊休農地は、農地集積の支障となるだけでなく、病害虫発生を助長したり、有害鳥獣の隠れ場



【農地パトロールの様子】

所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

農地は、大切な地域の財産であり、環境にも大きく影響を与えます。

農地の管理について、将来の不安やお困りごとは、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

（6、7ページに各地域の担当委員の連絡先等を掲載しております。）

全国農業新聞を 読んでみませんか

農業者の視点でお届けします

- ① 解説に力点を置いた企画編集とニュース報道
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 実務情報と経営者マインド
- ④ 読者の心に訴え、ともに生きる
- ⑤ 老若男女が楽しく読める

購読申し込みは丹波市農業委員会へ ☎ 0795-74-1504



発行日・・・毎週金曜日
購読料・・・1ヵ月 700円

農業者年金 積立年金

安心で豊かな老後のために農業者年金に加入しましょう！

農業者年金加入条件

- ① 60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事（配偶者・後継者も可）
- ③ 国民年金第1号被保険者

次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

農業者年金のメリット

- ① 保険料は全額が社会保険料控除され節税になります
- ② 政策支援加入で国庫補助が受けられます
- ③ ライフステージに応じて保険料を変更できます
- ④ 確定拠出型のため安心な年金制度となっています

対象は認定農業者、認定新就農者で青色申告をしている人。
このほか、上記の家族経営協定を結んだ配偶者や後継者も対象になります。
収入が多い時は保険料を増やせば節税メリットも拡大します。



地域からのたより



いちごで丹波市を 盛り上げる

柏原町北中

河手いちご農園

河手 大輔

私の実家は大阪府で、社会人になってからは東京都でプリンター開発の仕事に携わっていました。丹波市と農業のどちらにも無縁の人生を歩んできましたが、平成三十一年、三十七歳の時に「丹波市立農（みのり）の学校」に入学したことを機に、丹波市と農業に関わる新たな人生がスタートしました。

農の学校では一年間、栽培技術、農業経営、地域農業について学びました。様々な農業経営のスタイルを学んでいくうちに、新規就農者は、これまでの自分の経歴・自分の強みを発揮しないと農業の世界で戦っていくことは難しいと感じました。

私は、元々ソフトウェア寄りの職種だったので、環境制御・データ活用は得意です。そこで、これらのスキルが必要となるいちご施設栽培を経営の柱にすることを決めました。

卒業後に「株式会社アグリサポートたんば」で二年間、いちご施設栽培の研修を受け、令和四年度に念願の独立就農ができました。現在は、いちごを十三アール、小豆を八アール栽培しています。

新規就農者は、農地探し、栽培技術、設備投資など、様々なハードルがありますが、農業振興に関わっておられる方々や地域の方々からの支援を受け、無事一作目を乗り越えスタート地点に到達できました。

今後は、丹波市のいちご生産者の皆さんと共に栽培技術の研鑽に励み、いちごで丹波市を盛り上げていきたいです。



〔河手大輔さん〕

河手いちご農園
インスタグラム



KAWATE_ICHIGO



新規就農二年目

青垣町山垣

若竹 洋介

本格的に農業を始めて二年目になりました。

現在は、二ヘクタールの圃場でコシヒカリ、丹波黒大豆、丹波大納言小豆を中心に栽培しております。

就農前は化学品メーカーの営業をしておりましたが、高校生の時に抱いた「自然と触れ合う仕事を将来の仕事にしたい」という思いを捨てきれず、家族と相談して専業農家になる決意をしました。



[若竹洋介さん]

お客様に自分が作った作物を美味しいと直接言ってもらえるのは前職ではない喜びです。今後も品質の良い作物を作っていきたいと思います。一年目は獣害、台風に見舞われ思うようにいきませんでした。二年目は獣害対策を各圃場に施し、計画通りの収量をあげられるように頑張っていきたいです。

凸凹ファームより ご挨拶

市島町北岡本

deco-boco Farm

奥川 陽

愛子

わたしたち夫婦は二〇二〇年に大阪府から移住し、「丹波市立農（みのり）の学校」で学んだのち、「deco-boco Farm」（凸凹ファーム）という屋号で就農しました。

屋号の意味は「凸」という漢字が畝を、「凹」はそれに重なる空をイメージし、「凸凹」や「凹」のように一見するといびつな形でもうまく重ねれば真四角になるように、お野菜を食べてくれる方々の心身の健康や、自然豊かな丹波地域をほんの少しでも農業を通して支え補う一助となれればと考え名付けました。

しかし、三十五歳で脱サラしての新たなスタートは簡単なものではなく、未だ生活は安定しません。経営も栽培もまだまだ未熟で、様々な方々に教えて頂きながら試行錯誤を繰り返しています。

また、今は借家ですが、いずれは春日・市島地域あたりで家を購入して加工場をつくり、自分たちのお野菜を使った加工品販売をするのも目標のひとつです。

慣れない地での就農は思っていた何倍も大変ですが、支えてくれる友人や先輩農家・



[奥川陽さん、愛子さん]

コミュニティもあり、毎日丹波の豊かな自然を感じながらやりがいある仕事ができることを幸せに思っています。至らない夫婦ですが、今後ともご指導頂ければ幸いです。

これからも宜しくお願い致します。

凸凹ファーム
ホームページ



あなたの地域の農業委員・推進委員

丹波市農業委員会は、令和5年7月1日から令和8年6月30日の3年間、次の24名の農業委員と25名の農地利用最適化推進委員の体制となっております。

農地の売買や転用等についてのご相談は随時受け付けておりますので、担当区域の農業委員、または丹波市農業委員会事務局（☎ 0795-74-1504）までご連絡ください。

また、農地利用最適化推進委員は、担当区域の農地の貸し借りや管理についての相談窓口の役割を担っています。

地域	担当区域	区分	氏名	電話番号	住所
柏原地域	柏原・南多田・東奥・上小倉・下小倉・見長・北中・小南	農	亀井 昌一	72-0088	柏原町南多田 510 番地 1
		推	塩見 正	73-0508	柏原町下小倉 1402 番地
	拳田・大新屋・鴨野・北山・田路・母坪・石戸	農	堀 巧	72-0843	柏原町拳田 32 番地
		推	山口 勝則	72-1582	柏原町大新屋 587 番地
氷上地域	上成松・黒田・犬岡・西中・常楽・成松	農	池田 将徳	82-1440	氷上町西中 424 番地 1
		推	上野 克幸	82-2551	氷上町常楽 937 番地 1
	石生・北野・大崎・横田・市辺・本郷・稲継	農	荻野 恭敏	82-6262	氷上町石生 940 番地
		推	徳田 義信	82-0512	氷上町稲継 239 番地
	下新庄・上新庄・清住・中・三方・中野・三原・大谷・長野・柿柴	農	平松 稔久	090-3870-6033	氷上町清住 186 番地 2
		推	畑中 忍	82-0920	氷上町柿柴 179 番地 1
	稲畑・新郷・谷村・油利・朝阪・小野・福田・佐野	農	山本 浩子	82-0184	氷上町油利 104 番地 2
		推	廣瀬 利也	82-0994	氷上町新郷 780 番地
	絹山・香良・伊佐口・日比字・鴨内・小谷・氷上・南油良・北油良・棧敷	農	福井 脩	82-7225	氷上町伊佐口 740 番地 1
	沼・御油・井中・賀茂	農	兼古 善明	82-1961	氷上町賀茂 415 番地
青垣地域	佐治・小倉・沢野 中佐治・山垣・遠阪	農	足立 篤夫	87-1371	青垣町小倉 566 番地
	佐治・小倉・市原・沢野・奥塩久	推	西田 明弘	87-0620	青垣町沢野 186 番地 1
	奥塩久・東芦田・田井縄・栗住野・西芦田・口塩久	農	荻野 一喜	87-0489	青垣町東芦田 82 番地 8
	東芦田・田井縄・栗住野・西芦田・口塩久	推	足立 義行	87-1317	青垣町口塩久 266 番地 6
	市原・桧倉・大名草・大稗・小稗・惣持・文室・稲土	農	足立 年一	090-5010-2302	青垣町稲土 1206 番地
	桧倉・大名草・大稗・小稗・惣持・文室・稲土	推	安達 謙藏	87-5727	青垣町小稗 427 番地
	中佐治・山垣・遠阪	推	足立 靖	88-0265	青垣町山垣 912 番地

地域	担当区域	区分	氏名	電話番号	住所
春日地域	多利・小多利・池尾・多田・七日市・野上野	農	おぎのりゅうたろう 荻野 隆太郎	74-1607	春日町多田 674 番地
		推	よしづみ かつや 義積 克也	74-1913	春日町野上野 75 番地
	中山・松森・広瀬・栢野・野瀬・上三井庄・下三井庄・鹿場	農	こばし 小橋 季敏	75-6636	春日町中山 252 番地
		推	ほそみ しょうじ 細見 正二	75-0795	春日町上三井庄 417 番地
	東中・国領・棚原・柚津	農	ほそみ しげき 細見 滋樹	75-0281	春日町国領 1571 番地
		推	こんどう としゆき 近藤 俊幸	75-0396	春日町東中 495 番地
	黒井・野村・平松・稲塚・古河	農	ふき かつのり 婦木 克則	74-0820	春日町野村 83 番地
		推	なかで やすひろ 中出 靖大	74-0617	春日町黒井 1844 番地
山南地域	青田・阿草・上滝・下滝・篠場・畑内・北太田・太田	農	の がき かつみ 野垣 克己	77-0352	山南町太田 466 番地
		推	もり た かずゆき 森田 和志	78-0640	山南町下滝 138 番地 2
	大河・池谷・長野・玉巻・奥野々・岡本・金屋・山崎・谷川・大谷	農	たなか こうじ 田中 幸治	77-2392	山南町谷川 1444 番地
		推	なかむら なおき 中村 直樹	77-1193	山南町奥野々 242 番地
	村森・井原・奥・野坂・南中・岩屋	農	わだ けんじ 和田 憲治	77-1784	山南町岩屋 62 番地
		推	こう とうすけ 後藤 康介	77-2288	山南町井原 283 番地 1
	小野尻・小畑・西谷・山本・五ヶ野・坂尻・和田・小新屋・梶・前川・北和田・応地・草部・美和・子茂田	農	きしもと よしかず 岸本 好量	76-0610	山南町和田 1024 番地 3
		推	ふじわら つねお 藤原 常夫	76-1849	山南町西谷 215 番地
市島地域	中竹田・下竹田	農	よねだ ゆたか 米田 豊	78-9850	市島町下竹田 1648 番地
		推	あおき としひろ 青木 俊博	78-9632	市島町中竹田 5233 番地 1
	徳尾・上鴨阪・下鴨阪・上竹田・矢代	農	はしもと けいこ 橋本 慶子	85-2766	市島町下鴨阪 271 番地
		推	かたせ かずひろ 片瀬 一弘	85-1171	市島町上竹田 835 番地
	梶原・上田・市島・上垣・北岡本・南・喜多・岩戸・上牧・北奥・戸平・多利	農	あらき よしのぶ 荒木 嘉信	85-1571	市島町梶原 666 番地
		推	よでん たくま 余田 拓馬	85-1124	市島町上垣 640 番地
	南・喜多・岩戸・上牧・北奥・戸平・多利	推	おぎの よしあき 荻野 喜昭	85-1791	市島町北奥 104 番地
		農	おぎの ひろむ 荻野 広	85-1511	市島町勅使 580 番地
	戸坂・白毫寺・与戸・乙河内・酒梨・勅使・東勅使	推	おおすみ やすお 大隅 保夫	85-1935	市島町戸坂 383 番地



農地の権利取得時における 「下限面積要件」の廃止について

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」により、農地法の一部が改正され、農地取得時における「下限面積要件」は、令和5年4月1日から廃止されました。

高齢化が加速する中、農業従事者の数は減少しており、遊休農地の解消や、効率的に農業を発展させていくため、多様な人材に農業へ従事いただく施策の一つとして、実施されるものです。

ただし、「下限面積要件」は廃止されますが、農地を取得する際に、必要となる他の要件(下の表を参照)はそのまま残っており、全てを満たすことが条件となりますので、ご注意ください。

※「下限面積要件」とは、取得後の農地の面積が30a(一部地域では10a)以上であること。

要件	規定(許可できない場合)
全部効率利用要件	本人又は世帯員等が、権利取得後に利用すべき全ての農地等を効率的に利用して耕作しない場合(経営規模、作付け作物を踏まえて、農作業用機械の確保、労働力、技術力等を総合的に判断して、許可します。)
農作業常時従事要件	本人又は世帯員等が、権利取得後に必要な農作業に常時従事しない場合(常時従事については、原則、本人または、世帯員等の権利取得後の農作業従事日数が年間150日以上であれば認められます。)
地域との調和要件	周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合(現地調査を行い、判断します。)



発行：丹波市農業委員会 編集：情報提供検討委員会

委員長 森田 和志
委員 上野 克幸
委員 細見 正二

副委員長 足立 義行
委員 廣瀬 利也
委員 青木 俊博

委員 塩見 正
委員 中出 靖大
委員 片瀬 一弘

